

社団法人 日本アレルギー学会 会員個人情報照会に対する取扱い指針

会員の個人情報に関して照会があった場合は、下記の方針によって対応することとする。

記

1. 照会に応じる場合

- 1) 本人からの照会
- 2) 警察・検察・弁護士会からの法令に基づく照会
 - ①刑事訴訟法第197条第2項
「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」
 - ②弁護士法第23条の2
「弁護士は、受任している事件について、所属弁護士会に対し、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることを申し出ることができる。申出があった場合において、当該弁護士会は、その申出が適当でないと認めるときは、これを拒絶することができる。弁護士会は、前項の規定による申出に基づき、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」
- 3) 官公庁・裁判所からの公文書による、法令上の根拠を示した照会
- 4) 国の機関（独立行政法人を含む）等からの照会
- 5) 家族・近親者からの照会
- 6) 社員名簿閲覧を希望した者からの照会（法人の情報開示の原則による）

付記）

- ①上記いずれの場合においても、照会してきた者が身分等を偽っていないか、十分に確認をする。
- ②1)について電話照会の場合は、会員番号、生年月日、自宅住所、自宅電話番号等の内2項目以上の確認を要する。
- ③3), 4), 5)については書面による照会に限り対応する。
- ④②以外の回答については、登録してある住所へ書面送付或いはメールアドレスに送付する。
- ⑤本会役員から緊急を要する照会があった場合は、書面による理由提出を求め、理事長、教育・窓口責任者、個人情報保護管理者、或いは事務局長がその理由を妥当と認めた場合のみ照会を受け付ける。回答については④に準ずる。
- ⑥6)については本会所定の受付用紙と閲覧者を証明する書類の提示を要する。

2. 照会に応じない場合

- 1) 家族・近親者以外で、本人の関係者と称する者からの照会
- 2) 企業等からの照会
- 3) 取引相手等、私的な利害関係者からの照会
- 4) 興信所からの照会
- 5) 報道機関からの照会

3. 照会に対する回答内容

- 1) 在会の有無，入会年月日
 - 2) 会員番号
 - 3) ID，パスワード
 - 4) 自宅情報（自宅郵便番号・自宅住所・自宅 TEL・自宅 FAX・自宅 E-Mail）
 - 5) 勤務先情報（勤務先郵便番号・勤務先住所・勤務先施設名・勤務先科名・勤務先 TEL・勤務先 FAX・勤務先 E-Mail）
 - 6) 認定医，専門医，指導医，教育施設等の資格の有無，認定番号，資格取得日，資格取得状況
 - 7) 会費等の入金状況
 - 8) 雑誌等の送付状況
 - 9) 本会での役職歴等
 - 10) その他，本会理事会が必要と認めた場合
- 付記) 4) 及び判断に迷う内容については，事務局長の指示を仰ぐ。

4. 上記指針は必要に応じて随時見直しを行う。